

日ノ出川公園特記仕様書

1 概要

所在地	中区山万代町三丁目6
公園の沿革や特徴、現指定管理期間中の改修等の状況等	昭和31年4月1日開園。 公園周辺は、商業地域に隣接しており、住宅以外に業務、商業施設なども多く、園内の芝生広場を含め地域の貴重なオープンスペースとなっています。また鉄道駅からのアクセスもよいため、園内のテニスコートは多くの方が利用しています。
面積	4,654㎡（街区公園）
有料施設	利用対象施設 庭球場 面数 2面 現行の利用料金 1面1時間1,100円（左記の上限の範囲内で利用料金を提案可能） 開場期間 通年※1 休場日 年末年始期間（12/29～1/3） 毎月第3月曜日（休日の場合は、その直後の休日でない日）
付帯設備	庭球場、自由広場、管理棟ほか
電気設備等	管理棟内屋内照明設備、分電盤、園内灯

※1

5月16日～8月15日（5月第5月曜日、6月～7月の第1・第5月曜日、8月の第1月曜日を除く）	9:00～19:00
5月第5月曜日、6月～7月の第1・第5月曜日、8月の第1月曜日	13:00～19:00
1月4日～5月15日、8月16日～12月28日（第1・第5月曜日を除く）	9:00～17:00
1月4日～5月15日、8月16日～12月28日の第1・第5月曜日（休日の場合は、その直後の休日でない日）	13:00～17:00

2 電気設備点検・修理項目

管理項目		対象	内容	回数
点検	照明設備	管理棟内	点検	随時
		園内灯・分電盤	点検	年1回
修理	照明設備	管理棟内	ランプ交換	随時
		園内灯・分電盤	ランプ交換	随時 ※1
	修繕	各々設備	部品交換等	随時

3 特記事項

(1) 指定管理者制度による公園の管理運営について

指定管理者制度は総務省が「単なる価格競争による入札とは異なるものである」と明言しているとおり、委託契約の延長ではなく、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設である公の施設について、民間事業者等が有するノウハウを活用することにより、住民サービスの質の向上を図っていくことで、施設の設置目的を達成するものです。

ただ単に公募条件を満たす管理運営だけを実施するのではなく、指定管理者のアイデアやノウハウを活用し、指定管理者ならではの管理運営を実現してください。

(2) 各年度の事業計画書及び事業報告書の公表について

横浜市ではすべての指定管理者制度導入施設で事業計画書及び事業報告書の公表を義務付けています。指定管理者は、各公園緑地事務所の承認を受けた事業計画書及び事業報告書をPDF化し、南部公園緑地事務所都心部公園担当に提出してください。南部公園緑地事務所都心部公園担当のホームページにて公表します。

なお、設置管理許可制度による施設運営に関する事業は記載しないでください。

(3) 建築物の施設管理者点検について

管理棟について、横浜市建築局作成の施設点検マニュアルにより施設管理者点検を実施し、その結果を公園緑地事務所に報告してください。報告時期については、別途公園緑地事務所から通知します。

(4) 人員体制について

指定管理者職員の労務環境や業務効率性を考慮し、公園を統括し予算や提案事業を含めた業務全般を指揮監督する統括施設長1名及び副施設長を必ず配置し、提案書には実際の人員配置を必ず明記してください。

(5) 物品の販売等の自主事業については、事前協議において別に設置許可を受ける必要はなく、指定管理区域内の指定管理事業として整理をします。その場合は南部公園緑地事務所都心部公園担当から承認を受けるのみで実施可能です。

(6) 月報や四半期報の提出期限については、毎月翌月30日までとします。必ず提出期限内に提出をしてください。期限までに書類の提出がない場合、実績評価での減点対象となります。

(7) 事業計画書の提出期限を事業開始年度の前年1月31日までとします。それ以後、提出された事業計画書の事前協議を必ず公園緑地事務所と実施し、確定次第PDF化したものを提出してください。

(8) 事業報告書の提出期限については事業終了年度の翌年5月31日までとします。こちらも事業計画書と同様の対応をお願いします。なお、3月決算以外の指定管理者の場合には別途公園緑地事務所と協議をして、提出日を定めてください。

(9) 電気設備の管理について

屋外電気設備（園内灯8灯・蛍光灯2面・分電盤1面・時計1面等）の巡視点検（年1回）及び公募要項に規定されている額の修繕（ランプ・安定器交換など）について、指定管理者にて実施するものとします。

なお、巡視点検の結果については、毎年7月末までに、所定の様式にて、環境創造局公園緑地整備課公園緑地設備担当に提出してください。

(10) 電気・機械設備の管理について

指定管理者にて「4 電気・機械設備点検・修理項目」により点検及び修理を実施してください。点検後は、速やかに管理部署まで点検報告書を電子データで提出してください。

4 課題等（様式24記載事項）

(1) 都心部の貴重なオープンスペースであり、憩いの場としての魅力向上が必要となっています。芝生や花壇などを活用した公園の魅力向上策について、応募団体の創意工夫に基づいて提案をしてください。

(2) 公園の美化やホームレス対応等も求められますが、どのように指定管理者として取り組んでいくかを提案してください。

(3) 指定管理区域内に公園の利便性向上や魅力向上を目的として、設置許可が必要な施設を設置することを応募団体が考えている場合は、提案書に記載をしてください。ただし、法令等によって設置ができない場合がありますのでその点ご了承ください。

(4) その他公園の特性や維持管理上の課題等に応じた取組があれば、応募団体の創意工夫に基づいて提案してください。

※災害時の緊急対策、安全対策、防犯対策、維持管理等については、該当する様式に必ず提案をしてください。